

なかつた。初め中亞・波斯等の城市を征服しても、自からは城市の中に入らず、別に附近に帳幕の生活を營んで、これを監視し、貢租を徴するを以て主義としたことは、能く知られて居る事實である。此の如く當時政治上に經驗も工夫も有しなかつた蒙古人が、自から漢地を支配するに當つては、其の施政に關する制度萬般に於て、從來に則るは當然のことであつて、必ずしも之を以て漢文明を尊重したものは認むるを得まい。たゞかゝる蒙古人の中には、亂暴にも漢人の蒙古に益無きを叫んで、その地を以て牧場としようと企て、事實民田を以て牧地としたものもあつたやうな状態の間に於て、當時治務に參畫した諸臣に聽き、漢土の舊制に従つて政治を施す方針を立てたのは、流石に開國の英主の態度と認むるに足る次第である。江南平定の前年、即ち至元十二年五月、世祖は參知政事高達に詔して、

昔我國家出征。所獲城邑即委而去之。未曾置兵戍守。以此連年征伐不息。夫爭國家者取其土地人民而已。雖得土地而無民。其誰與居。今欲保守新附城壁。使百姓安業力農。蒙古人未之知也。爾熟知其事。宜加勉旃。

元史
世祖

本紀。至元十二年五月庚辰條

といふて居るのは、當時の蒙古人の幼稚なる政治的知識と、世祖の見識とを示すものである。勝ち誇つた蒙古人としては、漢地に在りとはいへ、亡國の俗に就くことは甚だ忍び難いとした點が多かつたに相違なく、至元三年許衡が時務五事を論じ、世祖に上つた中に元文類卷十二第一に立國規摹について、條理を盡して漢法を用ゐるべきを説いたのは、當時蒙古人の多くが之に従ふことを屑しとしなかつた證據と認められる。世祖自身については、元史を初め、皆その儒道を重んじたことを書いて居る。劉秉忠・許衡・姚樞・竇默等が、世祖に重く用ゐられたことから考へて